

議案第 20 号

羽曳野市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市建築審査会条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の一部改正に伴い、建築審査会の委員の任期を条例で定める必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市建築審査会条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市建築審査会条例(平成15年羽曳野市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

羽曳野市建築審査会条例 新旧対照表

新	旧
<p>(委員の任期)</p> <p><u>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>2 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。</u></p> <p><u>第4条</u> 省略</p> <p><u>第5条</u> 省略</p> <p><u>第6条</u> 省略</p> <p><u>第7条</u> 省略</p> <p><u>第8条</u> 省略</p> <p><u>第9条</u> 省略</p>	<p><u>第3条</u> 省略</p> <p><u>第4条</u> 省略</p> <p><u>第5条</u> 省略</p> <p><u>第6条</u> 省略</p> <p><u>第7条</u> 省略</p> <p><u>第8条</u> 省略</p>